

# 【徴収猶予申請書の記載方法】

申請・審査にあたり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

| 徴収猶予申請書  |   |  |                |               |                    |                  |
|--|---|--|----------------|---------------|--------------------|------------------|
| 北九州市長 様  |   |  |                |               |                    |                  |
| 地方税法第15条の規定により、以下のとおり徴収猶予を申請します。   |   |  |                |               |                    |                  |
| 申請者  | 住所所在地   | 〒 XXX-XXXX<br>北九州市〇〇区〇〇1丁目〇-〇<br>電話番号 XXX (XXXX) XXXX 携帯電話 XXX (XXXX) XXXX |                |               | ① 申請年月日            | 令和 3 年 3 月 1 日   |
|  | 氏名  | 株式会社 〇〇〇〇〇   |                |               | 業種・職業              | 建設業              |
|  | 法人番号  |  |                |               |                    |                  |
| 納付すべき市税  | 年度  | 税目   | 期別             | 納期限           | 税額                 | 本税以外(延滞金等) 収入番号等 |
|  | R2  | 固定資産税・都市計画税  | 4              | R 3・3・1       | 800,000 円          | 円 XXXXXXXXXXXXX  |
|  | 猶予を受けたい市税を上記例に合わせて記載してください。<br>※行が不足する等により書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。   |  |                |               | R . .              |                  |
|  | 合 計   |  |                |               | イ 800,000 円        | ロ 0 円            |
| ②イ～ロの合計  |   | 800,000 円  | ③現在納付可能資金額     | 0 円           | ④猶予を受けようとする金額(②-③) | 800,000 円        |
| ※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記   |   |  |                |               |                    |                  |
| 一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細   | 住宅家屋の建設を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が中止・延期となっており、売り上げが大幅に減少している。銀行借入(毎月20万円)も返済を猶予してもらっている。取引先からの入金全てを市税の納付に充てた場合、事業の継続が困難になる。 |  |                |               |                    |                  |
|  | 猶予該当事実の詳細：新型コロナウイルス感染症の影響が生じる前の売上(令和2年2月以前)と現在の売り上げ高を比較すると、50%超減少していることから、事業に著しい損失が生じている。                                     |  |                |               |                    |                  |
|  | 「財産収支状況書」の「分割納付計画(B)」欄又は「収支の明細書」の「⑥分割納付金額(D)」欄の計画を記載してください。<br>すぐに納付計画を定めるのが難しい場合は、徴収担当職員にご相談ください。                            |  |                |               |                    |                  |
| ⑤ 納付計画   | 年 月 日   | 納付金額   | 年 月 日          | 納付金額          | 年 月 日              | 納付金額             |
|  | R 3 年 3 月 31 日  | 30,000 円   | R 3 年 7 月 31 日 | 30,000 円      | R 3 年 11 月 30 日    | 100,000 円        |
|  | R 3 年 4 月 30 日  | 30,000 円   | R 3 年 8 月 31 日 | 30,000 円      | R 3 年 12 月 31 日    | 100,000 円        |
|  | R 3 年 5 月 31 日  | 30,000 円   | R 3 年 9 月 30 日 | 100,000 円     | R 4 年 1 月 31 日     | 100,000 円        |
| R 3 年 6 月 30 日   | 30,000 円  | R 3 年 10 月 31 日  | 100,000 円      | R 4 年 3 月 1 日 | 120,000 円<br>+延滞金  |                  |
| ※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記  |   |  |                |               |                    |                  |
| 猶予期間   |   | 令和 3 年 3 月 2 日から 令和 4 年 3 月 1 日まで 12 月間                                    |                |               |                    |                  |
| ※猶予期間の開始日は、①の申請年月日<br>ただし、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できず猶予期間は1年以内です。状況に応じて、更に1年間猶予される場合があります。 |   |  |                |               |                    |                  |
| 担保   | <input type="checkbox"/> 有  | 担保財産の詳細又は提供できない特別の事情   |                |               |                    |                  |
|  | <input checked="" type="checkbox"/> 無   |  |                |               |                    |                  |
| 担保の提供可否については、職員にお尋ねください。   |   |  |                |               |                    |                  |

- ・書き方が分からない場合は、下記の担当部署にお尋ねください。
- ・審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- ・本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。  
その他、ご不明な点がございましたら、下記の担当部署にお気軽にご相談ください。

<市税の猶予制度に関するお問い合わせ・ご相談先>

- 東部市税事務所納税課【管轄：門司区、小倉北区、小倉南区】  
小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所内) 電話 093-582-3375
- 西部市税事務所納税課【管轄：若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区】  
八幡西区黒崎三丁目15番3号(コムシティ内) 電話 093-642-1469